

設問 1

小問 1

1. G は、A に対し、会社法（以下略）423 条 1 項による損害賠償請求をすることが認められるか。
2. 423 条 1 項が適用されるためには、①取締役であること、②任務懈怠、③損害の発生、④②と③の因果関係が必要である。また、⑤②について、帰責事由があることが必要である。
3. まず、A は、甲社の代表取締役である（①充足）。
4. 次に、任務懈怠があったかについて検討する。
 - （1） 本件契約が間接取引（356 条 1 項 3 号）に当たるか。同号の要件は、a. 株式会社が、b. 取締役以外の者と取引をすること、c. その取引に関して会社と取締役との利益が相反すること、である。
 - （2） A が代表する甲社が、平成 29 年 10 月 2 日、E との間で、本件土地を 5000 万円で購入する契約を締結した（a. b. 充足）。そして、本件契約を締結したことによって、A E 間のトラブルが解決できる。その反面、本件売買契約の代金 5000 万円は、甲社の定期預金を取り崩すことで賄われただけでなく、本件土地は、本件売買契約後も甲社で利用されることなく放置されていたことから、本件契約を締結することによって甲社にメリットはない。したがって、甲社と A との利益が相反するといえる（c. 充足）。
 - （3） A の反論として、本件売買契約は、A が甲社を代表して、E との間で、本件土地を 5000 万円で購入する契約であり、この外形のみからは、上記（2）の事情はわからない。したがって、外形上 A に利益が生じる取引行為でないから、「利益が相反する取引」に当たらない。
 - （4） もっとも、会社法 330 条、民法 644 条により、取締役は、株式会社に対して善管注意義務を負う。そのため、善管注意義務違反がある場合、任務懈怠があったといえる。本件土地の近隣の不動産の相場に照らせば、本件契約締結当時の本件土地の評価額は高く見積もっても 1000 万円程度であったにもかかわらず、A は甲社を代表して、本件土地を 5000 万円で購入した。このような状況のもとで、A は適切な価格交渉をするような注意を払うべきであったのに、それを怠っていたことから、著しい善管注意義務違反が認められる。したがって、任務懈怠が認められる（②充足）。
5. 本件契約を締結することによって、甲社は本件土地の相場価額の差額分 4000 万円の損害を被った（③④充足）。
6. A は自身の任務懈怠について知っており、悪意である（⑤充足）。
7. 以上より、G は、A に対し、423 条 1 項による損害賠償請求をすることが認められ

コメントの追加 [STH1]: 間接取引

コメントの追加 [STH2R1]: 法律上の利益が相反する場合に限定されるのでは？

コメントの追加 [STH3]: A の反論：
甲社の承認を得ている？コメントの追加 [STH4R3]: 任務懈怠と推定
立証責任の転換コメントの追加 [STH5R3]: A は全部株主、損害はない
のでは？

コメントの追加 [STH6]: 外形の解釈？

コメントの追加 [STH7]: 義務設定おかしい

る。

8. Aの反論として、Gの請求は権利濫用（民法1条3項）であることが考えられる。確かに、Gは譲受時に本件売買契約を知らなかった。しかし、本件売買契約当時、Aは唯一の株主で、締結に先立ち取締役会決議等の会社法所定の手続が行われた。GはAの妹の配偶者で、Gのことが気に入ったAは、今後Gと共に甲社を経営していくことを見据え、Gに甲社株式1万株を譲渡した。有償の事実はない。甲社の経営は順調で、本件売買契約締結後も運転資金が枯渇することはなく、近い将来に甲社が資金繰りに困ることが予想される状態ではなかった。
- 以上から、Gの請求は権利濫用である。よって、Gの請求は認められない。

コメントの追加 [STH8]: 先代Aのやったこと
もともと価値が少ない会社を、あとでGが承継してる
だけで
実質的に損害がない

小問2

- 乙社は、Aに対し、本件債務の額に相当する3000万円を損害として429条第1項に基づく損害賠償請求をすることが認められるか。
- 同項の要件は、①役員等が（423条1項）②職務を行うについて悪意・重過失があったこと、③第三者に損害が生じていること、④任務懈怠と損害との間の因果関係、である。そして、①「悪意又は重大な過失」は、任務懈怠について存すれば足り、②「損害」には、広く直接損害・間接損害の双方が含まれ、直接損害の場合、「第三者」には株主も含まれると解する。
- まず、Aは、甲社の代表取締役である（①充足）。
- 次に、上述のとおり、Aに任務懈怠が認められ、Aはそのことについて悪意である（②充足）。
- Aは反論として、甲社は、平成27年頃からその営業利益が減少し始めたものの、平成29年春頃の時点では運転資金が枯渇するような状態ではなかったため、損害が生じていないと主張することが考えられる。
- しかし、Aは、本件債務の発生当時、本件債務を含む甲社の債務の履行のための運転資金が足りなくなれば、本件定期預金を取り崩すか担保に入れることにより対応することを予定していた。そのため、本件契約を締結することによって、本件定期預金はその売買契約代金5000万円を賄うために取り崩され、本件定期預金から本件債務の回収を図ることが困難になったといえる。そして、甲社は、本件売買契約に基づく代金の支払により実質的な債務超過に陥り、また、本件土地には担保的価値がないために短期の融資を受けることもできず、平成30年5月頃には事業活動を継続することができなくなった。これらのことから、本件契約の締結により、本件債務の弁済の見込みがなくなったといえる。したがって、本件契約締結により、乙社に3000万円の損害が生じたといえる（③④充足）。
- 以上より、乙社は、Aに対し、本件債務の額に相当する3000万円を損害として429条第1項に基づく損害賠償請求をすることが認められる。

設問 2

小問 1

1. I は、令和 3 年 9 月 15 日、本件決議 1 の取消しの訴えを提起したが、I の原告適格が認められるか。
 - (1) 決議取消しの訴えの原告適格は、「株主」(831 条 1 項柱書前段・828 条 2 項 1 号)である。もっとも、本件準共有株式について権利行使者の指定・通知がないから、I は、本件準共有株式について株主として権利行使できない(106 条本文)。I は、「株主等」に当たらない。
 - (2) よって、I の原告適格は認められない。
2. I の訴えの利益は認められるか。
 - (1) 決議取消しの訴えについて、訴え提起後の事情の変更により、訴えの利益が失われる場合がある。役員選任の総会決議取消の訴が係属中、その決議に基づいて選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役ら役員が新たに選任され、その結果、取消を求める選任決議に基づく取締役ら役員がもはや現存しなくなったときは、特別の事情のないかぎり、決議取消の訴は実益なきに帰し、訴えの利益を欠くに至る。したがって、「特別の事情のないかぎり」決議取消しの訴えの利益は失われる。
 - (2) 本件について、令和 3 年 6 月 25 日に開催された本件株主総会 1 により、取締役として BHJ が選任され、代表取締役として J が選任された。甲社の定款には、取締役の任期を選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨の定めがあり、令和 5 年 6 月 23 日に開催された本件株主総会 2 により、取締役 BHJ は任期を終了した。したがって、「特別の事情」がない限り、決議取消しの訴えの利益は失われる。
 - (3) 「特別の事情」の 1 つとして、先行する決議の取り消しによって後の決議に瑕疵が生じる場合が考えられる。第一決議が存在するものとはいえない場合においては、当該取締役によって構成される取締役会は正当な取締役会とはいえず、かつ、その取締役会で選任された代表取締役も正当に選任されたものではなく、株主総会の招集権限を有しないから、第二決議は、いわゆる全員出席総会においてされたなど特段の事情がない限り、法律上存在しないものといわざるを得ない。瑕疵が継続する限り、以後の株主総会において新たに取締役を選任することはできないものと解される。したがって、「特別の事情」があり、第一決議取消しの訴えの利益は失われない。
 - (4) 本件訴えが認容されれば、H J は取締役でなかったことになり、本件株主総会 2 についてされた招集決定に係る取締役会決議(298 条 1 項、4 項)、招集通知(299 条)、H の議決権行使に対する同意等はすべて無効となり、本件決議 2 は不存在となると考えられる。したがって、本件訴えが認容されると現在の BHJ の取締役の

地位を左右しうる。よって、「特別の事情」があり、訴えの利益がある。

- (5) もっとも、先行決議についての取消しの訴えに後行決議の効力を争う請求が（追加的に）併合されていることが必要であるかが問題となる。この点について、第二決議の取消しを請求する前提として第一決議を取り消すことについて「特別の事情」があり、なお第一決議の取消しの訴えの利益が認められると主張するのであるから、第一決議の取消しの訴えだけでなく、第二決議の取消しの訴えもあわせて提起する必要があると解される。

- (6) 本問では、令和3年9月15日の時点で、本件株主総会2の取消しの訴えを提起したという事実は認められない。また、決議取消の訴えの提訴期間は決議時（令和3年9月15日）から3ヵ月である（831条1項柱書）ところ、提訴期間を徒過している。第二決議の取消しの訴えを提起していない（提起できない）以上、第一決議の取消しの訴えについて「特別の事情」は認められない。したがって、B H J が退任し、新たに取締役を選任されていることから、第一決議の取消しの訴えの利益は失われる。

3. 本件準共有株式について権利行使者の指定・通知（106条本文）はないが、議長Bは、本件株主総会1においてHが本件準共有株式全部について議決権を行使することについて、甲社を代表して同意（同条ただし書）した。したがって、Hの出席・議決権行使は適法にならない。

よって、本件訴えに係る請求は認められない。

コメントの追加 [STH9]: 持分の過半数でないといけない
管理行為ではない

小問2

1. 本件訴えが認容されると、Bは代表取締役、C Dは取締役としての権利義務を有する（346条1項、351条1項）。小問1と異なり、本件決議1はB C Dの再任であり、その後、Bが代表取締役に選定されたから、同決議が取り消されるか否かによって代表取締役・取締役の権利義務を有する者に差が生じない。議長を務めるBが甲社を代表して行った同意に基づき、H I が本件準共有株式の全部について議決権を共同で行使し、本件決議2に賛成しており、Iの配偶者であるKが取締役に選任されている。
2. 以上から、本件訴えの認容によっても本件決議2の効力は左右されないと考えられるから、訴えの利益はない。

以上